



Title	帝国を渡る沈黙 : 大戦間期カナダにおける戦没者追悼記念日
Author(s)	津田, 博司
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2006, 40, p. 77-103
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/5609
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

帝国を渡る沈黙

——大戦間期カナダにおける戦没者追悼記念日——

津 田 博 司

一 はじめに——「記憶の空間」の成立と第一次世界大戦

二〇〇六年八月一五日、小泉純一郎首相(当時)はかねてからの公約であった、終戦記念日における靖国神社参拝を行った。二一年ぶりの現職首相による終戦記念日の参拝は賛否両論を巻き起こし、その後の後継首相候補をめぐる議論においても争点となった。メディアでは、いわゆる「A級戦犯」の分祀や新たな国立追悼施設の設立といった問題がさかんに取り上げられ、日本国内のみならず、中韓などの諸外国を巻き込みながら、戦没者追悼のあり方をめぐる論争が繰り広げられている。日本での追悼活動が瞬時に国境をこえて報道され、その報道に基づく反応もまた即座に日本へ伝えられることで、発端となった追悼活動そのものが影響を受ける——このような戦争の記憶が媒介する空間は、情報がかつてない速さと密度でやり取りされる現代の様相をよく示している。それでは、分析の視点をより長い歴史的文脈に転じたとき、こうした国境をこえる「記憶の空間」はいつ、どのように形成されて

きたのだろうか。

第一次世界大戦の記憶についての研究で知られるジェイ・ウィンターは、二〇世紀を戦争とその犠牲者につつまれる「記憶の爆発的流行 (memory boom)」が起こった時代として解釈し、その方向性は第一次世界大戦の経験から始まったと論じている。⁽¹⁾ ウィンターによれば、大戦前の一八九〇年代から一九二〇年代にかけてのヨーロッパでは、ジークムント・フロイト、アンリ・ベルクソン、アビ・ヴァールブルクといった、後世に多大な影響を及ぼす研究者の著作が相次いで発表され、近代精神医学の発展をもたらした「トラウマ」の概念に見られるように、その多くは「過去の記憶」への関心において共通していた。マルセル・ブルーストによる『失われた時を求めて』が刊行されたのもこの時期であり、社会学の分野では、「集合的記憶」の提唱者として現在もしばしば言及されるモーリス・アルヴァクスが著作を出版している。⁽²⁾ ウィンターは、彼らを「記憶の第一世代」と呼び、大戦間期に戦没者追悼が活発化した背景には、この時代の懐古主義的な「記憶」への関心があるとしている。⁽³⁾ 「失われた世代」と呼ばれた「第一世代」の文化人たちは、大戦後も戦争や戦没者を題材とする著作を発表した。ヨーロッパの各地で戦争記念碑が建設され、そこで行われる追悼式典は、大戦で肉親を失った人々の「嘆きの場」となった。ウィンターは、そうした場において語られた言説がそれ以後、戦争を語る際の規範となったとしている。彼はさらに議論を進め、ホロコーストの語りの特徴づけられる一九七〇年代から一九八〇年代を「第二世代」の時代として、一般社会における戦争の記憶への関心の高まりや、記憶をめぐる学問的研究の流行といった広範な主題を論じている。⁽⁴⁾

それらのなかでウィンターは、旧イギリス帝国の国々に着目することで、これまでヨーロッパ史の文脈に限定されてきた第一次世界大戦の記憶を、さらに大きな視点から分析している。ウィンターはとくに人口移動の側面を重

視し、イギリス本国からの移民が多数を占めたカナダやオーストラリアでは、国境をこえた人的な結びつきによって記憶が継承されていたと指摘している⁽⁵⁾。現在も旧イギリス帝国の国々が二つの世界大戦の記憶を顕彰する戦争記念日は、かつての（あるいは現在まで続く）帝国の紐帯について人々が想起する空間であり、そこでは一年ごとに、繰り返し「帝国史」が描き直されている⁽⁶⁾。こうした視点を日本の靖国問題に向ければ、終戦記念日には毎年新たな複数の「日本史」が生産され、お互いに正当性を争っているということになる。そこにある「記憶の空間」は単なる政治的な利害対立の場ではなく、むしろアカデミックな歴史学の領域をこえた歴史生産の場として理解されなければならぬ。

以上のように、ウィンターの議論は複数の時代と国家を横断する、長い射程を備えたものである。しかし、イギリス帝国に関するウィンターの主張は、史料に基づく実証研究ではないため、同時代の人々が具体的にどのような追悼活動を行い、どのような記憶が形成されたのかという点については、明らかにされていない。本稿では、大戦間期のカナダにおける戦没者追悼記念日を題材として、イギリス本国やオーストラリアとの比較を念頭に置きながら、イギリス帝国のなかでの戦争の記憶の展開を論じる。具体的には、追悼活動を主導した在郷軍人団体の活動を中心に、二一世紀のグローバリゼーション以前から、地球を覆う広大な帝国を舞台とした「記憶の空間」が形成されてきたことを明らかにしたい。

二 「高貴なる死」——カナダにとっての第一次世界大戦

ある戦争の記憶を、戦争記念日というかたちで、ある特定の日に顕彰するという行為は、様々な歴史的問題を含

んでいる。現代日本における終戦記念日が、玉音放送の記憶と深く結びついているように、どの日をもって戦争の記憶を代表させる日とするか、という選択は、それ自体が多岐のことを物語る。ここでいう「終戦記念日」にしても、日本国民に降伏が発表された八月一五日だけでなく、日本政府がポツダム宣言を受諾した八月一四日、連合国との降伏文書への調印が行われた九月二日など、「終戦」を示す日にはいくつかの候補があり、その選択は必ずしも自明ではない。むしろ、政策決定者の意図やメディアによる報道、一般大衆の戦争認識などが複雑に交差するなか、どの日が戦争記念日として選ばれたかという点にこそ、人々が戦争をどのように記憶したかが表れると言えるだろう。⁽¹⁷⁾

大戦間期のイギリス帝国においては、連合国とドイツの間で休戦協定が結ばれた十一月一日を「休戦記念日」(Armistice Day)として、第一次世界大戦の追悼が行われてきた。のちに述べるように、この十一月一日は帝国規模での戦没者追悼の場として確立されていく。なかでも、本稿が対象とするカナダでは、第二次世界大戦を経た二一世紀の現在もなお、十一月一日が「戦没者追悼記念日」(Remembrance Day)として、公式の祭日となっている。次章以降において明らかになるように、カナダの戦争記念日が法律上十一月一日という日付に落ち着くまでには長い期間を要したが、本章では、この戦没者追悼記念日をイギリス帝国全体の文脈から概観しつつ、カナダにとつての第一次世界大戦の意味を探ってみたい。

第一次世界大戦直後のイギリス帝国の人々にとつて、かつてない悲惨な戦争を追悼する場を選ぶことは困難な作業だった。一つには、戦争記念日として適当なのはどの日かという問題があり、もう一つには、その記念日にどのような追悼を行うべきかという問題があったからである。一九一八年の十一月一日には、長い戦争が終わったこ

とへの安堵と熱狂のなかで、帝国の各地で数多くの式典が行われたが、この時点では、一月一日が第一次世界大戦の記念日となるかは不確定であった。当時の人々の間には、パリにおける講和会議の進展を見守りつつ、正式な講和条約の締結をもって「終戦」とする考え方もあった。例えばイギリス本国では、一九一九年七月一九日、首相デヴィッド・ロイドジョージがヴェルサイユ講和条約の締結を記念する戦勝式典を挙行し、この日を「平和の日」(Peace Day)という記念日とすることを提案している。しかし、イギリス帝国および連合国軍による凱旋パレードを中核とする平和の日の式典は、戦争によって肉親を奪われた遺族たちにとって、あまりに軍事色が強いものと映ったようで、記念日としての幅広い支持を得ることはできなかった。⁽⁸⁾多くの人々にとって戦争の大義は疑いなものだったが、その記念日に求められていたのは、戦勝を祝うことではなく、戦没者の遺族がその嘆きを表明し、心の慰めを見出す追悼の場であった。一月一日はそうした場を求める声に応えるかたちで、第一次世界大戦の「休戦記念日」となるのである。⁽⁹⁾

こうした「嘆きの場」としての休戦記念日は、「失われた世代」の時代の心性を示すものとして解釈できる。しかし、大西洋をこえてカナダへと視点を移したとき、そこには、イギリス本国とは異なった追悼の場が形成されていた。ジョンサン・F・ヴァンスによれば、カナダの戦没者追悼に特徴的なのは、「高貴なる死」としての戦没者の表象と、そこから生じる「正戦」(Just War)としての戦争理解である。カナダは第一次世界大戦に約六三万人の兵士を従軍させ、そのうち六万人が戦死、一七万人が負傷するという大きな犠牲を払ったが、これらの犠牲は「正戦」の名の下に正当化された。一九一八年の一月一日には終戦に歓喜する人々の群れが通りを埋めつくし、イギリス本国では失敗に終わった一九一九年の平和の日も、カナダでは大々的に戦勝を祝う機会として受け入れられ

た。ヴァンクーヴァーでは全人口の四分の三もの人々が式典に参加したとされ、サスカトゥーンでは帰還兵士らによる二マイルにおよぶパレードが行われ、その式典の最後には、三〇羽の白ハトが平和のしるしとして空に放れたという記録が残っている。⁽¹⁰⁾ 大戦中のカナダでは徴兵制をめぐって、フランス系ナショナリストからの猛反発が起こったが、大戦後に成立した「正戦」のための「高貴なる死」という神話は、こうした戦時下の対立を覆い隠す機能を果たした。大戦は、野蛮なドイツ帝国の軍国主義による文明に対する挑戦とされ、カナダはその戦いの勝利に貢献したという認識が広がっていった。第一次世界大戦は、イギリス帝国内の植民地に国家としての自立意識をもたらしたとされているが、カナダもまたこうした戦争の記憶を通じて、新たなアイデンティティを獲得しつつあった。カナダ史の文脈においてはしばしば、この大戦の経験がカナダの国家的自立への画期とされる。⁽¹¹⁾ カナダの街角には、イープル、ソナム、ヴィミー・リッジ、パッシェンデルといった激戦地の名を刻んだ戦争記念碑が続々と建設された。これらの戦争記念碑や当時の出版物の図像に現れる戦没者や帰還兵士の姿は、国民の理想像として、大戦後の世界で発展するカナダのイメージと重ねられた。⁽¹²⁾

だが、戦没者追悼という次元に着目すれば、大戦間期のカナダは、いまだイギリス本国からの強い影響下にあった。平和の日の式典が休戦記念日に比類する支持を受けたとはいえず、平和の日が公式の祭日として制定されることはなかったし、例えばオーストラリアにおける四月二五日の⁽¹³⁾ような、カナダ独自の戦争記念日が成立することもなかった。一九一七年四月のフランスにおけるヴィミー・リッジの戦いは、一万人以上の死傷者を出しながらも作戦を成功させたカナダ遠征軍 (Canadian Expeditionary Force、略称 CEF) の名声を高め、当時のカナダの人々に誇りを与えた戦いとして現在までその名を知られているものの、それがガリポリ上陸作戦のような「国民国家の誕生」

として語られることはない。これはおそらく、両国のヨーロッパ人による入植以来の歴史的経験の違いに起因すると思われるが、大戦間期のカナダの人々が、一月一日という、イギリス本国と共通の日を最も重要な追悼の場を選んだことは、注目に値するだろう。

一月一日の休戦記念日が、カナダや他の植民地に普及した背景には、戦没者追悼がイギリス帝国を挙げて合同して行われ、追悼の様式やシンボルが帝国規模でやり取りされていたという事情がある。⁽¹⁴⁾ 例えば、大戦間期の休戦記念日に特徴的な儀式として「二分間の沈黙」があるが、一九一九年の休戦記念日に際しては、国王ジョージ五世の呼びかけによって、イギリス帝国の全臣民が一斉に戦没者への黙祷を捧げた。一月一日一時の砲声を合図として、イギリス帝国の街々で全ての活動が停止し、厳かな沈黙が追悼の場を支配する光景は、休戦記念日の神聖さの象徴として長く語り継がれた。その日の『グロブ』紙は、次のように述べる。⁽¹⁵⁾「今朝一時にイギリス帝国は二分間の沈黙に入る……一年前の今日、オンタリオは、ヨーロッパの戦場で若者たちが殺戮される日々が終わったことに狂喜した。そこには、静けさはほとんどなかった。今日の一時から二分間、戦争からの解放と強大な敵に対する勝利を記念して、全ての工場、商店、路面電車、自動車は操業を止め、航行する船舶を含めて、可能な限りの全ての活動が停止される」。ここには、戦勝への熱狂の行き過ぎを反省するとともに、休戦記念日を通じて、大戦の記憶を改めて再構成しようとする意識が確認される。結果的には、この「二分間の沈黙」はカナダを含む全帝国で成功を収め、ロンドンを中心とする各地での式典の様子は、瞬く間に各地へ報道された。このようにして、戦争の記憶を媒介として帝国の連帯を確認する「記憶の空間」が、第一次世界大戦の直後から成立していたのである。

さらに言えば、こうした戦没者追悼の様式のやり取りは、必ずしもイギリス本国から植民地への一方的な導入ではなかった。カナダの「フランダースの赤いポピー」のように、そもそものは植民地に起源をもつシンボルが帝国全体に広がった例もある。「フランダースの赤いポピー」は、第一次世界大戦に従軍して戦病死したカナダ人医師ジョン・マクレレーが遺した詩「フランダースの野に」にちなんだものである。この詩は、一九一五年のイーブル戦で戦死した戦友の墓が立ち並ぶ光景と、そこに咲く赤いポピーを前にした心情を詩にしたもので、一九一五年二月にイギリスの『パンチ』誌に匿名で掲載されて以降、英語圏の国々の人々に広く親しまれた。終戦後の一九二一年、第一次世界大戦で司令官を務めたダグラス・ヘイグは帰還兵士への経済的支援を目的としてイギリス在郷軍人会(British Legion)を結成し、休戦記念日にマクレレーの詩に描かれる赤いポピーを模した造花を販売する募金活動を開始する。この募金活動は「ポピーの日」(Poppy Day)としてイギリス本国で急速に定着し、同じく苦境に悩まされていたカナダなどの植民地の在郷軍人団体もまた、イギリス在郷軍人会の活動を参考に募金活動を行うことになった。その結果、「フランダースの赤いポピー」は、現在でも旧イギリス帝国の国々で戦没者追悼のシンボルとされている。こうした事例は、大戦間期のイギリス帝国において、戦争の記憶をめぐる活動や言説が双方向的にやり取りされ、広がっていったことを示している。近年のカナダ史研究については、フランス系を始めとするマイノリティについての研究が進んだ反面で、カナダの歴史を国民国家の枠組みのなかで自己完結的に描いてしまう傾向が指摘されているが、とりわけ大戦間期の戦没者追悼を理解するには、上記の帝國的な文脈に目を向ける必要があるだろう。ヴァンスが描き出した「正戦」の神話にしても、それは必ずしもカナダの事例に限られるわけではなく、イギリス本国やオーストラリアにおいても、大戦にまつわる同種の言説が確認される。ヴァンスの研究では、そう

した帝国規模での記憶の形成については明らかにされていない。

以下では、これまで述べてきたイギリス帝国との関わりを前提として、カナダ在郷軍人会 (Canadian Legion) に
よる活動を中心に、カナダにおける戦没者追悼記念日が成立するまでの過程を検証していきたい。

三 戦没者追悼記念日の成立 (一) —— 戦没者への追悼か？ 神への感謝か？

大戦間期のカナダにおける戦争記念日の制定を一つの「運動」としてとらえた場合、それを主導したのは、カナダ在郷軍人会に代表される在郷軍人団体である。しかし、こうした在郷軍人団体の活動が軌道に乗るまでには、長い時間を要した。カナダにとって、第一次世界大戦のような大規模な戦争は歴史上初めての経験であり、数十万人もの帰還兵士を日常生活に復帰させるノウハウは何ら存在しなかった。さらに、当時のカナダには帰還兵士に公的な年金を支給する制度がなく、帰還兵士の利益を代弁する統一団体も結成されていなかった。こうした事情の結果、カナダ政府はこの問題に有効な対策を講じることができず、カナダの各地で一九一七年から二五年にかけて、一五団体に及ぶ大小の在郷軍人団体が無秩序に乱立することになった。当事者である帰還兵士たち自身が意思の統一を図れぬままに声をあげる状況下では、政府も一般大衆も必要とされている政策を把握できず、法律に基づく適当な施策を行うことは半ば不可能な状態であった。⁽¹⁶⁾

そうした諸団体のなかで、一九二五年に成立するカナダ在郷軍人会の前身となったのは、カナダ大戦退役軍人協会 (Great War Veteran's Association of Canada、略称 G W V A) であった。大戦末期の一九一八年七月に採択された G W V A の規約では、「国家のために傷つき、斃れた人々の記憶と記録を保持すること」、「彼らの勇氣に捧げる

記念碑を建設し、適当な埋葬地を選定し、年一回の記念日を制定すること」が同団体の目的として記されている。⁽¹⁷⁾この規約からは、すでに大戦中から、戦没者追悼のための記念日を制定しようとする動きがあったことが確認できる。連邦議会においても、イギリス本国における休戦記念日の成立に先立つ一九一九年四月、オンタリオ州レンフルュー・サウス選出の議員アイザック・ペドロウが「先の戦争における勝利への永久の記念行事」として、一月の第二月曜日を「休戦記念日」と定めることを提案している。⁽¹⁸⁾戦争を記念する特別な日を制定することには多くの議員の賛同が集まったが、どの日が戦没者追悼にとって適当かという点については意見が分かれたため、この時点での立法化は見送られた。その年の一月一日に「二分間の沈黙」が行われ、成功を収めたことは前章で述べた通りである。一九二〇年の一月一日もまた、立法化は行われなまま、前年と同様の式典が行われた。さらにこの年には、ロンドンで戦没者記念碑 (Canotah) の除幕式とウェストミンスター寺院への無名戦士の埋葬が行われ、これらはイギリス帝国全体の戦没者の象徴となった。

GWAはその後も、戦争記念日の制定を求める運動を継続した。例えば一九二二年二月には、以下のようなアルバータ支部による動議が紹介され、オタワの連邦本部もそれに応じることが承認された。「……カナダではいまだ戦争記念日が制定されていないが、もし毎年ある記念日において、この国の子供たちや国民の考えが、イギリス帝国と人類のための献身と犠牲に向けられるならば、それは彼らのためになるだろう。よって、我々アルバータ州GWAは、死んだ兵士たちが眠る場所を示す墓所に献花し、遠く離れた地に埋葬された彼らの記憶を守ることによって、帝国を守るために斃れた人々のために集い、敬意を払えるような記念日を定めるよう、連邦政府に誓願することを議決する」。⁽¹⁹⁾「当時は帝国戦争墓地委員会 (Imperial War Graves Commission、本部ロンドン) によって、戦

没者の移葬が規制されていたため、遺族は肉親の遺体と対面することさえかなわなかった。この戦争記念日は、そうした人々に心の慰めを提供するための場として、提案されている。史料的な制約から帰還兵士の総意は定かでないが、G W V Aとしては十一月一日を戦争記念日とする意見が大勢を占めていた。同年には、G W V Aによる「フランダーズの赤いポピー」にちなんだ募金活動の実施が決まり、大戦間期の戦没者追悼の伝統となる要素はしだいに揃いつつあった。

ところが、ここでカナダに固有の文化的背景が思わぬ対立をもたらした。それは、北米において重要な宗教記念日である感謝祭(Thanksgiving Day)との兼ね合いである。現在のカナダでは一〇月の第二月曜日に感謝祭が行われているが、当時は十一月の第二月曜日に行われることが通例だったため、仮に十一月一日が戦争記念日として公式の祭日となった場合、日付が接近した二つの休日が成立することになり、商工会議所などの間で商業活動への悪影響を懸念する声があがっていた。おそらくこうした懸念に配慮するかたちで、一九二一年の連邦議会では、トロント選出の議員H・M・モワットが、十一月一日そのものではなく、その週の月曜日を「休戦記念日」とすることを提案した。やや煩雑ではあるが、これによって感謝祭と「休戦記念日」は必ず同じ日になるので、休日を用意に増やす心配はなくなった。政府はこの提案を受け入れ、若干の用語の修正を経た同年の五月二三日、休戦記念日法(Armistice Day Act)が成立した。⁽²⁰⁾これ以降、新たな「休戦記念日」は感謝祭と合併した祭日として続いていく。

87 休戦記念日法に基づき、一九二二年には十一月七日が「休戦記念日」とされた。そもそも全く起源の異なる日を商業上の理由から合併する試みは、少なからぬ人々の反発を招いたようである。とりわけG W V Aは、十一月一

日に独自の追悼式典とポピーの販売を行うことで法律への反対の意志を示した。各地の教会では、感謝祭のミサの内容を変更するかどうかが問題となった。もっとも、新聞の論説記事などに目を向けると、文明を守るための戦いで命を落とした戦没者への「感謝」、戦没者によってもたらされた平和への「感謝」という点において、休戦記念日と感謝祭の性格を結びつけるような意見も確認できる。⁽²¹⁾ 当時の新聞報道からは、休戦記念日法の施行後には、新たな「休戦記念日」と一月一日の両方に追悼活動が行われていることがわかる。こうして、一九二〇年代のカナダにおいては、法律上は感謝祭と合併した「休戦記念日」が存在しつつ、実態としては一月一日を中心とする戦没者追悼が依然として継続し、しだいに追悼の伝統が着実に確立されていくという、いびつな事態が生じることになった。

一九二〇年代の半ばには、以上のような戦争記念日の制定と並行して、分裂状態が続いていた在郷軍人団体の統合が本格化する。GWVAが一月一日という記念日にこだわった理由の一つには、イギリス本国やオーストラリアといったイギリス帝国の国々では、一月一日に帝国規模での追悼活動が行われており、GWVAにもそうした「記憶の空間」の共有を望む思いがあったと思われる。⁽²²⁾ このことから窺えるように、カナダの帰還兵士たちにとって、帝国との連帯は非常に重要なものだった。例えば当時のイギリス帝国では、イギリス本国における全国組織であるイギリス在郷軍人会の成立と同時に、全帝国の在郷軍人団体の連合として、イギリス帝国在郷軍人連盟 (British Empire Service League、略称BESL) が結成されたが、カナダの主な在郷軍人団体はBESLの会議に合同で代表を送っている。⁽²³⁾ 各団体の統合もまた、カナダ国内のイニシアティブというよりは、こうした帝国との関わりをきっかけに進んでいった。

カナダ在郷軍人会が編纂した会史において必ず言及されるのは、イギリスでの運動を成功に導いたダグラス・ヘイグによる呼びかけである。ヘイグは大戦中にイギリス帝国軍を率いた英雄として絶大な影響力を有していたが、また同時に、その用兵の当否をめぐって深刻な批判にさらされることも少なくなかった。とりわけ批判の対象となつたのは、パッシェンデルやソムムにおける無情とも言える作戦指揮であり、ほとんど生還の見込みのない戦闘地域へ戦力を大量投入する手法は、アーサー・カリー指揮下のCEFに二万人を優に超える戦死者をもたらした。ヘイグは多大な犠牲に心を痛めながらも、冷静な作戦判断ができなくなるのを恐れ、負傷兵の視察を避けたとも言われる。しかしその一方、彼は大战後にはイギリス在郷軍人会の創設者として、障害を負った帰還兵士の社会復帰に腐心した。このことはヘイグの名声を高め、帰還兵士の一部にあつた感情的なわだかまりを解消させた。さらに彼は、イギリス本国のみならず、イギリス帝国内の在郷軍人団体がBESLを通じて相互に協力することを提唱し、リーダーシップの不在で混沌としていたカナダの事態收拾に乗り出すことになつたのである。⁽²⁴⁾

一九二五年六月、BESL結成後の第二回会議に際してオタワを訪れ、首相マッケンジー・キングによる盛大な歓迎を受けたヘイグは、GWAによって集められたカナダ国内の様々な団体の代表と会談し、イギリス在郷軍人会を創設した彼自身の経験から、帰還兵士への支援を実現するためには、彼らの声を政府や社会に届ける全国的な統一団体が必要であることを説いた。団体間の意見の相違や対立は、大戦をともに戦つた戦友としての同志愛によって埋められるとするヘイグの訴えは、聴衆の心を動かした。その結果、同年の一月二五日にウィニペグで統一団体結成のための会議が開催され、長年の悲願だったカナダ在郷軍人会が成立した。このとき全会一致で採択されたカナダ在郷軍人会の正式名称(Canadian Legion of the British Empire Service League)のなかに、結成のきっか

けをもたらしたBESLの名称が含まれている点からは、カナダの帰還兵士がイギリス帝国の一員としての連帯意識を重視していたことが窺える。イギリス在郷軍人会によるBESLの活動についての報告においても、オタワでの会議の成果として、カナダ国内の在郷軍人団体の統一が開始したことが挙げられている。さらに注目すべき事実として、同報告では、帝国全体の追悼のシンボルとして、各在郷軍人会の会員が休戦記念日に赤いポピーを身につけ、ポピーの販売による募金活動を行うことが全会一致で可決された、と記されている。こうした背景を受けて、新たに誕生したカナダ在郷軍人会は、帝国規模で広がる「記憶の空間」の一員となるべく、一月一日の正式な戦争記念日としての制定を目指すことを決議した。

以上のような経過を経て、カナダにおける戦争記念日の制定運動は、戦争記念日を制定するという運動目的だけでなく、統一的な意思に基づく運動主体を備えたものとなった。次章では、一九二〇年代後半以降の戦没者追悼の様子を追いながら、カナダの人々が、次なる大戦に向かう時代をどのように迎えたのかについて考察する。

四 戦没者追悼記念日の成立(二)——守るべき記憶をめぐって

休戦記念日法の成立以降のカナダでは、新たに制定された「休戦記念日」と本来休戦協定が結ばれた十一月一日とが併存しながら、戦争の記憶の顕彰が行われた。カナダ在郷軍人会からは支持されなかった「休戦記念日」だが、感謝祭というキリスト教の伝統との結びつきによって、毎年の追悼ミサには多くの人々が訪れたし、各地の戦争記念碑の前では、帰還兵士の行進を含む追悼式典がさかんに行われた。また、公式の祭日ではない十一月一日にも、カナダ在郷軍人会を中心とする追悼活動が同様の規模で行われており、オタワのパールラメント・ヒルでは毎

年、多くの政府要人が参加する式典が開催された。こうして二つの日付は、一九二〇年代の後半までには、カナダの重要な年中行事として定着し、ヴァンスの言う「高貴なる死」の神話を形成する場となった。

ところが、こうした神話がカナダの人々の間で支配的になる一方、時代の経過にしたがって、その神話を覆すような言説も登場するようになった。とりわけ問題となったのは、隣国アメリカにおける第一次世界大戦への評価である。カナダでは当時からアメリカの出版物が市場にあふれており、大戦を題材とする小説や雑誌の多くは、もっぱらアメリカから輸入されていた。こうした出版物では当然、アメリカの戦争貢献が強調される傾向にあった。この傾向はしだいに強まり、一九二七年にはドイツを降伏に追い込んだのはアメリカによる参戦であって、それと比較すればイギリス帝国軍による戦果は取るに足りないものである、と主張する媒体も登場した。⁽²⁶⁾カナダの人々はこれに反発し、翌年の総合週刊誌『マクリーンス』上では、「戦争の真実」と題する特集が組まれた。⁽²⁷⁾ここでは幅広い統計資料を駆使して、西部戦線におけるアメリカの戦争貢献は、イギリス帝国軍の果たした役割よりも小さいとする結論が示された。この特集号は一〇万部の発行部数を記録し、カナダの各地で特集の内容に賛同する声が寄せられた。ヴァンスによれば、こうしたアメリカの戦争認識に対する反発は、単なる反アメリカ主義ではなく、むしろ当時のカナダの人々が望んでいた戦争の神話が傷つけられることへの反応であった。仮にイギリス帝国軍、すなわちカナダの戦争貢献が無意味だったとすれば、その戦争で犠牲となった戦没者の死も無意味ということになりかねない。愛する肉親を失った遺族たちにとって、そのような見方に対して寛容であることはできなかったのである。⁽²⁸⁾

このような修正主義的な戦争観との論争を通じて、カナダの人々は戦没者追悼の重要性を再認識した。あるべき

戦争の記憶を守るためには、その目標に適切な場を創出しなくてはならない。一九二八年にはカナダ休戦記念式典委員会 (Armistice Ceremonial Committee of Canada、略称A.C.C.C.) が設立され、追悼式典への人々の参加を促進する活動が開始された。A.C.C.C.の執行部には政府や軍隊の要人たちが含まれていたが、彼らは戦争記念日の統一を果たすべく、十一月一日に全国的な追悼式典を行うことを提案した。この提案はカナダ在郷軍人会に支持され、一九二八年一月にレジヤイナで開かれた会議では、休戦記念日に関する新法の成立を議会に働きかけることが決議された。⁽²⁹⁾翌一九二九年の「休戦記念日」は十一月一日と重なったため、とりわけ多くの参加者を記録することになった。こうした経過を受けて、一九三一年三月の連邦議会では、ブリティッシュ・コロンビア州コモックス・アルバーニ選出の議員A・W・ニールが十一月一日をもって「休戦記念日」とする提案を行った。またこの際、同じくナナイモ選出の議員C・W・ディッキーによって、在郷軍人会の意見として、その記念日の名称をすでに普及していた「戦没者追悼記念日」(Remembrance Day)とすることが提案された。これらの提案は速やかに審議され、戦没者追悼記念日法 (Remembrance Day Act) として成立した。新法の成立を受けて、一九三一年一月一日、公式の祭日としての戦没者追悼記念日の式典が行われた。大戦の終結から一〇年以上におよぶ戦争記念日の日付をめぐるカナダの迷走は、ここによりやく決着を見たわけである。

カナダ在郷軍人会の内部史料からは、彼らが戦没者追悼記念日法の成立だけで満足することなく、その後も戦没者追悼記念日の地位を確実にすべく、各方面に働きかけていたことがわかる。それらの議論においては、カナダにおける連邦政府と州政府の権限の違い、十一月一日が日曜日になった場合の教会の対応、カナダの公的な祭日を選んだ法律の解釈といった問題が、複雑に絡み合っていた。⁽³⁰⁾そもそも戦没者追悼記念日は神聖な祭日であって、単

なる日曜日や新年のような休日であってはならない、という意見もあった。しかし、全体の大勢としては、こうした問題は徐々に調整され、戦没者追悼記念日は順調に定着していった。また、ラジオ放送の普及にともなって、戦没者追悼記念日の追悼式典が毎年カナダ全土に放送されるようになった。一九三六年には B.E.S.L. の提案に基づいて、イギリス本国における一月一日の追悼式典を、帝国の全域に放送する試みが行われた。こうした技術革新の恩恵によって、カナダを含むイギリス帝国の人々は、一月一日という「記憶の空間」をより身近なものとして、共有するようになったのである。翌一九三七年には数千人の帰還兵士による集会在カナダ全土に向けて放送され、集会に参加した帰還兵士は「イギリス帝国への忠誠心を改めて確認し、もし帝国が求めるときが来るなら、もう一度自分たちの義務を果たすことを誓った⁽³¹⁾」とされる。

しかし、世界は確実に新たな戦争へと向かっていた。一九三三年のドイツにおけるナチス政権成立に続いて、一九三五年にはイタリア軍がエチオピアへと侵攻した。宥和政策を進めるイギリスは、こうした事態に有効な打開策を見つけられなかった。こうした国際情勢の緊張を受けて、カナダでは、先の大戦の教訓を改めて訴える必要があると考えられた。カナダ在郷軍人会は、一九三六年の戦没者追悼記念日にあたって、次のような通達を出している。「国際情勢を考慮して、今までもまして戦没者追悼記念日が戦争の無益さを説くために役立てられることが望ましい。連邦本部は昨年通り全国ラジオ放送を行うが、各支部は……この日を有効な『平和の日』(Peace Day)とするため、入念な準備と計画を行うこと⁽³²⁾。かつて軍国主義的な性格から姿を消した記念日の名称が、図らずもこうした文脈で用いられていることは、歴史の皮肉を感じさせる。同時期のイギリス本国では、絶対平和主義を掲げる平和誓約協会 (Peace Pledge Union、略称 P.P.U.) による平和運動が行われていたが、カナダにおいても、婦人国⁽³³⁾

際平和自由連盟 (Women's International League for Peace and Freedom、略称 W I L P F) が戦没者追悼記念日にデモを行うなど、平和運動の高まりがあったと指摘されている。⁽³⁴⁾ ただし、カナダでの W I L P F の活動は P P U に比べれば小規模なものであり、既存の戦没者追悼を軍国主義の賛美として批判するような過激な主張は主流ではなかった。この事実はおそらく、ヴァンスが指摘する「正戦」としての戦争の記憶と関わっている。当時のカナダの世論は一般的に、イギリス本国の宥和政策を先の大戦の教訓に基づくものとして理解し、何を犠牲にしても戦争を回避しようとする姿勢に共感的であった。大戦間期の追悼活動を通じて形成された「高貴なる死」の神話は、宥和政策の根拠となる戦争への嫌悪を生み出したが、それと同時に、戦争が回避できないと判断された場合には、次なる「正戦」を積極的に支持する根拠にもなりえるからである。

こうした神話の両義性は、第二次世界大戦の勃発によって証明されている。当時の出版物には開戦直後から、この新たな大戦を、世界を破滅に導く独裁主義とイギリス帝国が守ってきた民主主義の戦いとして語る言説が無数に登場した。カナダ在郷軍人会もまた、募兵や配給への協力といった活動によって総力戦体制の一翼を担った。再び争点となった徴兵制の問題については、カナダ在郷軍人会はいち早く賛成の意を示し、しかもそれはイギリス系だけでなく、フランス系を含む全てのカナダ人の総意であるとして、政府による徴兵制の早期導入を求めた。⁽³⁵⁾ ドイツの爆撃機による空襲の恐れがあったイギリス本国では、休戦記念日の式典のほとんどが中止に追い込まれたが、大西洋を挟んだカナダでは、戦没者追悼記念日の式典が継続された。なぜなら、戦没者追悼記念日は「一般の人々の心に深く根ざしており、戦没者を追悼する日としてだけでなく、カナダの国家としての歴史的な画期として見なされてきた」し、「カナダの人々が再びカナダのために戦争で犠牲を捧げている現在、戦没者追悼記念日が以前通り

に継続されることを、人々は望んで」いたからである。⁽³⁶⁾各地の追悼式典では、過去の戦争の経験に基づく戦意高揚の言葉が語られた。新たな「正戦」によってさらに約四万人の「高貴なる死」を加えながら、カナダは戦後の世界へと進んでいくことになる。

五 変わりゆく記憶——二世紀の「記憶の空間」へ

「私たちは今、他の人々へ自由を取り戻すために自らの命を捧げるといふ、究極の犠牲を払った人々によって聖なる場所となった、この大地に集っています。これらの墓石の下にカナダ人兵士の亡骸が眠っていること、彼らが皆若者でその多くはまだ一〇代だったことを思うと、私の心は痛みます。彼らの魂は、彼らに救われた人々の記憶のなかで生き続けています。そして、今日彼らを誇りとしている私たちの記憶のなかでも」。第二次世界大戦の終戦六〇周年となる二〇〇五年の一月、カナダ総督ミカエル・ジャンは大戦を戦った元兵士たちとともに、ノルマンディー上陸作戦の舞台となった戦場を訪れた。「そうした兵士のなかに、先住民やイヌイット、メティス（注：先住民とヨーロッパ人の両方を祖先とする人々）の人々がいました。彼らはヨーロッパを荒廃させていた専制国家との戦いで重要な役割を果たしました……私たちのこの心の旅は、先住民の皆さんが果たした英雄的な行いを想起し、カナダや全世界の人々に向けて、大きな声ではっきりと声をあげる貴重な機会です。私はいつもあなたの方のそばにいます」。⁽³⁷⁾

95 世界に先がけて多文化主義を導入したカナダでは、それまで目を向けられなかった先住民の人々 (First Nations) の歴史に光が当てられている。第二次世界大戦においては、約四千人の先住民が従軍したとされる。遠く離れたヨ

ヨーロッパの「白人の戦争」に彼らが参加した理由は様々だった。兵士としての優れた技能を有していた先住民のなかには、軍隊での生活を選ぶ人々も多かった。また、先住民の部族の一部には、隣人として協定を結んだ「白人」が危機にある以上、協定に基づいて戦争に協力しなくてはならない、とする文化的背景があった。しかし、こうした彼らの戦争協力に対して、「白人」の対応は冷淡だった。当時は先住民の土地権が法的に認められていなかったため、先祖伝来の土地が奪われてしまうことも少なくなかった。戦争をともに戦ったカナダ在郷軍人会では、従軍した先住民兵士への市民権付与を求める声があがっていたが、⁽³⁸⁾そうした声が主流となるまでには、さらに長い時間を待たねばならなかった。元兵士たちが連邦総督に伴われて戦地を訪れるという光景は、二一世紀の多文化主義社会ならぬものである。⁽³⁹⁾

大戦間期を通じて「記憶の空間」を支える場であった戦没者追悼記念日は、第二次世界大戦後、二つの世界大戦とその後の戦争の戦没者を一括して追悼する記念日となった。帝國的な「記憶の空間」の中心をなしていたイギリス本国では、十一月一日の休戦記念日を継続することへの批判が生じ、新たに「戦没者追悼日曜日」(Remembrance Sunday)が制定されて、第二次世界大戦以降の追悼の場となった。この戦没者追悼日曜日の定義は、「十一月一日および一二日が日曜日である場合を除く、十一月一日の直前の日曜日」というものである。この記念日が制定された理由の一つは、戦後の浮沈にあえぐイギリス社会において、かつての「二分間の沈黙」のような追悼の空間を維持することは難しい、という人々の判断があった。こうして、イギリス帝国の全域が沈黙を共有する「記憶の空間」は消えていった。これまで検証してきたように、イギリス帝国における戦没者追悼は、「カナダ」や「イギリス」といった国民国家の枠組みに閉ざされたものではなく、帝国に属する国々が国境をこえて戦争

の記憶を共有していた。本稿の結論として、そうした「記憶の空間」によって成り立っていた大戦間期のカナダの戦没者追悼記念日が、常に帝国的な文脈のなかにあったことを強調しておきたい。

第一次世界大戦の終結から八七年を経た二〇〇五年の戦没者追悼記念日は、第一次世界大戦に従軍した元兵士のいない初めての式典となった。⁽⁴⁰⁾時代の経過によって、第一次世界大戦を直接経験した世代は、確実に姿を消しつつある。二一世紀の戦没者追悼記念日に語られる「正戦」は、もはや第一次世界大戦ではなく、ファシズムの暴虐から世界を解放した第二次世界大戦である。大戦間期には完全に周縁化されていた、先住民の人々の記憶も語られるようになった。これらの大きな変化を経てもなお、カナダの人々は一月一日という日を戦争の記憶を顕彰する場として選んでいる。「イギリス帝国の忠誠な長女」から変貌した二一世紀のカナダは、今後どのような「記憶の空間」を生み出していくのだろうか。

注

- (1) Jay Winter, *Remembering War: The Great War between Memory and History in the Twentieth Century*, New Haven, 2006, pp. 18-26.
- (2) Maurice Halbwachs, *Les cadres sociaux de la memoire*, Paris, 1925. 英訳版として L.A. Coser, trans., *On Collective Memory*, Chicago, 1992 がある。
- (3) ウィンターはこうした関心の表れとして、イギリスにおける「伝統の創出」の試みに言及している。彼が言及するナショナル・トラストは、イギリスの国民統合という面でも重要な存在であった。この点については、水野祥子「ナショナル・トラスト——景勝地保護と国民統合」指昭博編『「イギリス」であること——アイデンティティ探求の歴史』刀水書房、一九九九年、一八六—二〇六頁を参照。

- (4) 歴史学の分野における代表例は、ピエール・ノラらによる「記憶の場」をめぐる研究である。こうした「記憶の歴史学」については日本でも研究の導入が進んでいるが、「記憶の場」の問題関心はフランスの国民意識の起源を探ることにあるため、しばしば議論がフランスという一つの国民国家の枠組みのなかで完結してしまう傾向がある。本稿ではこうした傾向を避けるため、一国的な狭義の「カナダ史」の視点からではなく、国境をこえた戦争の記憶の形成に着目したい。
- (5) Winter, *op. cit.*, pp. 158-174. 大戦間期には、ウィンターの重視する帝国内移民による移動だけでなく、交通手段や旅行産業の発達にともなって、大戦中の戦地への「巡礼」がさかんに行われた。こうした「巡礼」の研究として、David W. Lloyd, *Battlefield Tourism: Pilgrimage and the Commemoration of the Great War in Britain, Australia and Canada, 1919-1939*, Oxford, 1998; Bruce Scates, *Return to Gallipoli: Walking the Battlefields of the Great War*, Cambridge, 2006 を参照。大戦間期の戦争記念日に着目した重要な研究としては、Adrian Gregory, *The Silence of Memory: Armistice Day 1919-1946*, Oxford, 1994 がある。しかし全体の傾向として、これらの先行研究にはイギリス帝国の各地域における戦争の記憶を一体として論じるような視角が欠けている。イギリス本国およびオーストラリアにおける戦争の記憶の展開について詳しくは、拙稿「正戦と反戦のはざまに——大戦間期イギリスにおける戦没者追悼をめぐる」『パブリック・ヒストリー』第一号、二〇〇四年、拙稿「オーストラリアにおけるアンザック神話の形成——C・E・W・ヒーン（一八七九—一九六八）とイギリス帝国」『西洋史学』第二二〇号、二〇〇六年を参照。
- (6) Winter, *op. cit.*, pp. 157-158.
- (7) 日本における八月十五日の終戦記念日の成立とジャーナリズムとの関わりについては、佐藤卓己『八月十五日の神話——終戦記念日のメディア学』ちくま新書、二〇〇五年を参照。この「八月十五日の神話」の成立に関与した丸山眞男らの思想を通じて、戦後日本における戦争の記憶とナショナルリズムを通時的に検証した研究としては、小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉——戦後日本のナショナルリズムと公共性』新曜社、二〇〇二年がある。
- (8) Lloyd, *op. cit.*, pp. 51-52.

(9) 平和の日の失敗から休戦記念日の成立の過程については、前掲拙稿「正戦と反戦のはざまに」七七—七九頁を参照。

(10) J.F. Vance, *Death So Noble: Memory, Meaning, and the First World War*, Vancouver, 1997, p. 14.

(11) 例えば、木村和男ほか共著『カナダの歴史——大英帝国の忠誠な長女 1713—1982』刀水書房、一九九七年、一七三頁。ただし従来の研究史では、カナダのナショナリズムは必ずしもイギリス帝国への帰属意識と対立するものではなく、両者が併存する状態が長く続いてきたとされている。このカナダの特長についての古典的研究としては、Carl Berger, *The Sense of Power: Studies in the Ideas of Canadian Imperialism 1867-1914*, Toronto, 1970がある。さらに、一九世紀後半のカナダにおける国民統合を跡づけた包括的な研究として、細川道久「ブリティッシュ」カナダの生成と展開『秋田茂編著『バクス・ブリタニカとイギリス帝国』ミネルヴァ書房、二〇〇四年、一八七—二一七頁がある。同氏には、本稿執筆のためのカナダでの史料調査の際、多大なるご支援をいただいた。ここに記して謝意を表したい。

(12) Vance, *op. cit.*, chap. 5.

(13) オーストラリア（およびニュージーランド）においては、第一次世界大戦中の一九一五年に行われたガリポリ上陸作戦の開始日である四月二五日を「アンザック・デイ」(Anzac Day)として、独自の記念日に定めている。大戦間期のオーストラリアにおいて、アンザック・デイは休戦記念日と並ぶ記念日として確立され、現在では唯一の公式の戦争記念日となっている。その成立過程については、前掲拙稿「オーストラリアにおけるアンザック神話の形成」二四—二六頁を参照。

(14) この時期のイギリス帝国については、階級秩序や君主制といった共通の文化に基づく「親近性の構築」によって、本国と植民地の連帯意識が強められたことが指摘されている。これについては、David Cannadine, *Ornamentalism: How the British Saw Their Empire*, Allen Lane, 2001（日本語訳：平田雅博・細川道久訳『虚飾の帝国——オリエンタリズムからオリナメンタリズムへ』日本経済評論社、二〇〇四年）を参照。ただし、キャナダインの議論では、一九五四年のエリザベス二世によるオーストラリア訪問の際のような、君主制への忠誠心と戦争の記憶が結びつく

ことで生み出される紐帯は見過ごされてはならぬ。

- (15) *The Globe*, 11 November 1919.
- (16) 大戦直後のこうした状況から各団体の統合に向かう過程については、C.H. Bowering, *Service: The Story of the Canadian Legion 1925-1960*, Ottawa, 1960, pp. 1-6 を参照。
- (17) Minutes of Dominion Executive Committee Meeting, 24 July 1918, Royal Canadian Legion Papers, National Archives of Canada (NAC) MG 28 I 298, vol. 1, file 4.
- (18) Vance, *op. cit.*, p. 211.
- (19) Minutes of a Meeting of the Dominion Executive Committee, 6 February 1921, Royal Canadian Legion Papers, NAC MG 28 I 298, vol. 1, file 4.
- (20) Vance, *op. cit.*
- (21) *The Globe*, 7 November 1921; 12 November 1923; 9 November 1925.
- (22) 例えば、イギリス在郷軍人会の結成時の規約には、「帝国における目的」として「大戦で命を落とした人々を追悼するための記念日を帝国の全域で制定すること」、また、関係する政府機関に対して、「その記念日の祭日としての制定を強く求めること」が明記されている。*British Legion Annual Report and Accounts, 1921-1922*, p. 14. また、「イギリス在郷軍人会をモデルとしたカナダ在郷軍人会の結成規約では、同団体が「全帝国の帰還兵士の強く団結した同志愛」で結ばれており、その目的が「戦没者および帰還兵士の記憶と偉業を永続させること」、「年一回の記念日を継続すること」であると記されている。Bowering, *op. cit.*, p. 19. これらを総合すると、GWVAの最終目標はカナダ国内での戦争記念日の制定だけではなく、帝国の全域で共通の戦争記念日の制定だったと考えられる。
- (23) イギリス在郷軍人会の内部史料によれば、一九二二年の南アフリカ会議の時点でBEESLに参加していたカナダの団体はGWVAに加えて、退役軍人統一連合会(The Grand Army of United Veterans)、カナダ陸海退役軍人会(The Army and Navy Veterans in Canada)、カナダ帝国退役軍人会(Imperial Veterans of Canada)の合計四団体。*British Legion Annual Report and Accounts, 1921-1922*, p. 9.

- (24) Bowering, *op. cit.*, pp. 8-12; James Hale, *Branching Out: The Story of the Royal Canadian Legion*, Ottawa, 1995, pp. 10-13.
- (25) *British Legion Annual Report and Accounts*, 1925, pp. 12-13. なお、この報告では「休戦記念日」を指す言葉として、法律上の正式名称である Armistice Day ではなく、記念日の通称である Remembrance Day が用いられている。Remembrance Day は、戦没者追悼にだけ「記憶する」という行状に重きを置いた呼称であり、Poppy Day を命じたこれらの名称は、当時の戦没者追悼の場ではほぼ同義のものとして、しばしば用いられていた。のちに決めるカナダの事情をきえると、記念日の正式名称の違いは重要な問題であるが、ここでは混用を避けるため、「休戦記念日」として記述した。
- (26) Vance, *op. cit.*, pp. 176-177.
- (27) *Mackean's*, 1 July 1928
- (28) Vance, *op. cit.*, pp. 179-180.
- (29) Minutes of the Meeting of the Dominion Executive Committee, 11 April 1931, Royal Canadian Legion Papers, NAC MG 28 I 298, vol. 1, file 5.
- (30) Legion Circular, no. 33/2/7 (22 March 1933); no. 34/2/31 (20 September 1934); no. 35/2/2 (29 January 1935); no. 37/2 (1 February, 1937), Royal Canadian Legion Papers; NAC MG 28 I 298, vol. 8.
- (31) *The Globe and Mail*, 15 November 1937.
- (32) Legion Circular, no. 35/1/4 (10 September 1935), Royal Canadian Legion Papers, NAC MG 28 I 298, vol. 8.
- (33) P.D.による運動の展開については、前掲拙稿「正戦と反戦のはちまた」八三—八九頁を参照。
- (34) この時期のカナダにおける平和運動については、T.P. Socknat, *Witness against War: Pacifism in Canada 1900-1945*, Toronto, 1987, chaps. 5-6 を参照。
- (35) Legion Circular, no. 42/2/9 (9 November 1942), Royal Canadian Legion Papers, NAC MG 28 I 298, vol. 9.
- (36) Legion Circular, no. 43/2/6 (5 October 1943), Royal Canadian Legion Papers, NAC MG 28 I 298, vol. 9.

- (37) Her Excellency the Right Honourable Michaele Jean, Speech on the Occasion of a Remembrance Ceremony at the Bény-sur-Mer Canadian War Cemetery, 30 October 2005 (<http://www.gc.ca/media/doc.asp?lang=e&DocID=4601>).
- (38) Minutes of a Meeting of the Dominion Executive Council, 8-10 September 1949, Royal Canadian Legion Papers, NAC MG 28 I 298, vol. 2 file 4.
- (39) ちなみに、同じく多文化主義を国策としているオーストラリアでも、近年になって先住民の戦争協力についての関心が高まっている。この点については、拙稿「死者たちの白人性——オーストラリアにおける戦争の記憶と「国民」の境界」藤川隆男編『白人とは何か?——ホワイトネス・スタディーズ入門』刀水書房、二〇〇五年、二三八—二四二頁を参照。
- (40) *Ottawa Citizen*, 12 November 2005.

(大学院後期課程学生)

(付記) 本稿は、平成一八年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

SUMMARY

**All Empire in Silence:
Remembrance Day in Interwar Canada**

Hiroshi TSUDA

This paper examines the commemoration of the war dead in the First World War on Armistice Day (later Remembrance Day) in interwar Canada and argues that its development formed part of the imperial commemorative sphere by comparing Canada with the cases of Britain and other Dominions.

In Canada, as Jonathan F. Vance's study shows, the experience of the Great War generated a mythic version of war memory. Canadian contemporaries remembered and celebrated their contribution in the war through the countless commemorative activities. Their collective memory determined their perception of the war as the 'just war' and a new sense of Canadian national identity as a united, mature country.

However, Canadian war memory developed not within its national boundary but in its relationship with the British Empire. Ex-service organisations such as the Great War Veteran's Association of Canada (GWVA) and the Canadian Legion cooperated with other ex-service organisations throughout the Empire which include the British Legion and the British Empire Service League (BESL) in order to perpetuate the memory of their fallen comrades who sacrificed themselves for the Empire.

By analysing the documents of those imperial ex-service organisations, it is asserted that Canadian ex-servicemen's efforts to establish the 11th of November as a national holiday was an attempt to create the transnational commemorative sphere across the British Empire and that those ex-service men's sentiment and loyalty to the Empire was widely shared by the general public.

キーワード：イギリス帝国, カナダ, 第1次世界大戦, 戦争の記憶,
Remembrance Day